

# 確認申請・完了(中間)検査の手数料

## 1. 中間検査手数料一覧表 ※1

(単位:円)

床面積の合計	手数料
30㎡以内のもの	11,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	13,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	16,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	21,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	33,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	45,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	100,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	160,000
50,000㎡を超えるもの	320,000

※1 中間検査とは、階数が3以上である共同住宅の工事の工程のうち、政令で定める工程又は小樽市が指定する工程の検査を行うことをいう。

## 2. 建築物の確認申請・完了検査手数料一覧表

(単位:円)

床面積の合計	確認申請手数料 ※2	完了検査手数料 (中間検査:無)※3	完了検査手数料 (中間検査:有)※4
30㎡以内のもの	7,000	12,000	11,000
30㎡を超え、100㎡以内のもの	13,000	14,000	13,000
100㎡を超え、200㎡以内のもの	19,000	18,000	17,000
200㎡を超え、500㎡以内のもの	25,000	24,000	22,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	41,000	39,000	36,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	55,000	54,000	49,000
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	160,000	130,000	120,000
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	270,000	200,000	190,000
50,000㎡を超えるもの	490,000	400,000	390,000

※2 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更の申請手数料は、その移転、修繕、模様替え、用途の変更に係る部分の床面積の1/2の面積に該当する確認申請手数料

(例 用途変更と増築の両方を申請する場合の手数料

用途変更200㎡+増築60㎡の場合 ⇒ (200/2)+60=160㎡分の手数料(19,000円))

※3 中間検査を要しない建築物の場合

※4 中間検査を要する建築物で、中間検査合格証の交付を受けた場合

(計画変更確認申請の手数料に係る対象面積【一例】)

変更の内容	手数料の対象面積
配置変更	0㎡相当 (上表の「30㎡以内のもの」の額)
高さの増加(最高高さ・軒の高さに限らない。)	
部分的であっても建築面積が増加する場合(床面積の増加無し。)	
間仕切り壁の変更(主要構造部であるもの及び防火上主要なもの。)	変更部分の床面積の1/2
床面積が部分的に増加する場合	増加部分の床面積

変更内容・手数料等の詳細につきましては、建築指導課までお問い合わせください。

## 3. 建築設備及び工作物の確認申請・完了検査・変更確認申請手数料一覧表

(単位:円)

	確認申請手数料	完了検査手数料	変更確認申請手数料
建築設備	12,000	14,000	7,000
工作物	11,000	11,000	7,000

※上記の額は、一の建築設備又は工作物の手数料になります。